

## 1 野球場の利用料金

### (1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額
午前	1, 3 2 0 円
午後	1, 7 6 0 円
夜間	1, 7 6 0 円
時間外（1時間につき）	4 4 0 円

#### 備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後5時30分まで及び午後9時30分から午後12時までをいう。
- 2 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 3 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

### (2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
照明	1時間につき	4, 4 0 0 円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

## 2 テニス・フットサルコートの利用料金

### (1) 施設の利用料金

区分		利用料金の基準額
テニスコート	1コート1時間につき	330円
フットサルコート	半面1時間につき	490円
	1コート1時間につき	990円

#### 備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 2 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

### (2) 設備の利用料金

名称	区分		利用料金の基準額
照明	テニスコート	1コート1時間につき	550円
	フットサルコート	半面1時間につき	820円
		1コート1時間につき	1,650円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

### 3 七ヶ浜第1スポーツ広場の利用料金

#### (1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額			
	午前	午後	夜間	時間外(1時間につき)
半面につき	660円	880円	880円	220円

#### 備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後5時30分まで及び午後9時30分から午後12時までをいう。
- 2 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 3 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

#### (2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
照明	1基1時間につき	330円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

#### 4 町民プールの利用料金

区分	利用料金の基準額
小中学生	220円（アクアリーナ会員にあつては110円）
一般（60歳未満）	440円（アクアリーナ会員にあつては220円）
一般（60歳以上）	220円（アクアリーナ会員にあつては110円）

#### 備考

- 1 「アクアリーナ会員」とは、七ヶ浜健康スポーツセンター条例（平成17年七ヶ浜町条例第13号）別表第1号の表に規定するアクアリーナ会員をいう。
- 2 利用料金の支払いには、七ヶ浜健康スポーツセンター条例別表第1号の表に規定するクーポンチケット（以下「クーポンチケット」という。）を使用できる。ただし、クーポンチケットの額面が利用料金を上回る場合の差額は返還しない。

## 5 武道館の利用料金

### (1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額
午前	880円
午後	1,170円
夜間	1,170円
時間外（1時間につき）	290円

#### 備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後5時30分まで及び午後9時30分から午後12時までをいう。
- 2 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 3 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

### (2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
暖房設備	1台1時間につき	110円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

## 6 野外活動センターの利用料金

名称	区分		利用料金の基準額
キャンプ場	テントサイト	1張り1泊につき	330円
	テント	1張り1泊につき	220円
	デイキャンプ	1日1回1人につき	110円

備考 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

## 7 サッカースタジアムの利用料金

### (1) 施設の利用料金

区分			利用料金の基準額
グラウンド (1時間につき)	入場料を徴収しない場合	一般	3,300円
		中学生以下	2,200円
	入場料を徴収する場合	一般	9,900円
		中学生以下	6,600円
選手更衣室(シャワーの使用を含む。)		1室1時間につき	330円
審判員更衣室及び控室(シャワーの使用を含む。1時間につき)			110円
会議室(1時間につき)			220円
本部室(1時間につき)			220円

#### 備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げる。
- 2 入場料を徴収しない場合であっても、営利を目的とする使用は、入場料を徴収するものとみなす。
- 3 グラウンドを専ら準備又は撤去のため使用するときの利用料金の基準額は、この表に定める額の2分の1の額とする。

### (2) 設備の利用料金

区分	利用料金の基準額
放送設備(1時間につき)	330円
暖房設備(1室1時間につき)	50円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

## 8 七ヶ浜第2スポーツ広場の利用料金

区分	利用料金の基準額		
	午前	午後	時間外（1時間につき）
半面につき	660円	880円	220円

### 備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで及び午後5時から午後12時までをいう。
- 2 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 3 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。



## 9 屋内運動場の利用料金

### (1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額
半面1時間につき	490円
全面1時間につき	990円

#### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 2 興行その他の営利を目的とする利用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

### (2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
照明	半面1時間につき	230円
暖房	1台1時間につき	280円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。